

令和6年三好市教育委員会9月定例会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

令和6年9月27日(金)

教育委員会1階 中会議室

開催 午後2時00分

閉会 午後3時40分

(2) 出席委員の氏名

教育長 伊丹 賢治

委員 深田 晃司 委員 大北 慶子

委員 石井 一次 委員 向井 ひろみ

(3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

▼出席職員

教育次長

近藤 嘉男

社会教育課長

豊永 詩保子

学校教育課指導主事

立花 久

(4) 傍聴人

▼傍聴人

0名

〔開 会〕

教育長 定例会を開催する旨を告げる。

〔教育長の報告〕

教育長 小学校教師用教科書及び指導書等の財産の取得にあたり議会の議決を経ずに財産を取得している事案が発生した。教育委員会の責任者として深くお詫びを申し上げる。今後、同様の事案が発生することのないようチェック体制を構築する等再発防止に努めていく。
令和6年8月22日から本日定例会までの主な事項について報告する。

教育次長 三好市議会について報告する。会期は9月2日から9月25日であった。

教育委員会関係については、決算審査特別委員会において、平田議員より体育施設整備費の工事請負費の不用額の内容と理由を問う質問があった。社会教育課長より令和4年度から令和5年度の2か年で実施した井川体育館ほか周辺施設の解体、跡地の整備工事及び井川運動公園の整備工事に関し、入札による請負差額が生じたことが原因であると答弁した。

一般質問においては、西内議員から教員の働き方改革についての小中学校の改善点及び中央教育審議会のまとめを受けての対応についての質問があった。教育長より、教育の働き方改革については、「とくしまの学校における働き方改革プラン（第3期）」に基づき教員の働きやすさと働きがいを実感できる環境づくりに努めていること、業務改善の更なる推進や外部人材の積極的活用を推進しており、市教委として、学校のニーズを踏まえ、働き方改革に資する人材の配置を検討していくとの答弁をした。質問2点目では、中央教育審議会の提言施策の確実な取組を進めるにあたり、教員が働きやすさと働きがいを実感し、子ども達によりよい教育を行うことができるよう、環境整備を着実に推進し、学校現場と連携し働き方改革の取組を進めていくと答弁した。木下議員からは、5年前に開催されたにし阿波の花火大会の際のごみを含む産業廃棄物を三野健康防災公園に不法埋設したとの噂の把握、補助金支出の有無について質問があった。市として人的協力や後援といった支援をしているが、補助金は支出していない。また、利用にあたっては注意点を周知し、了解の上、貸し出しをしている。不法埋設については把握しておらず、噂についても聞いていないと答弁した。

追加議案として5件の追認案件を急遽提出した。新聞報道を受けて教員が使用する教科書や指導書等の契約状況を調査をしたところ、三好市においても議会の議決を経ずに執行していたことが判明し、閉会日に追認として議案を提出した。小学校教師用教科書及び指導書、三好市学校給食センターの食器・食缶調理器具一式の購入について、いずれも予定価格が2,000万円を超えていたにも関わらず、議会の承認を得ていなかったため、遑々の追認として提出したものである。本来であれば、教育委員会定例会において、この議会提案を審議いただかなければならないところであるが、判明日翌日が議会閉会日であったため、今回のような対応となりお詫び申し上げる。今後同様の事案が発生しないよう再発防止に取り組む。

石井委員 今回に限らず、一定の金額以上は議会の承認が必要ということか。高額であるにも関わらず気が付かなかったということは、慣例で運用してきたということか。

教育次長 今回の事案は、全て消耗品に該当する。備品等は議会の承認を得ている。誤った認識により発生した。2,000万円以上のあらゆる物品は議会の承認が必要となってくる。教科書に関しては、全国的に事案が発生している。

教育長 予算計上にあたっては審議していただいている。購入にあたっての議決を受けていなかったということである。今後十分に留意しながら進めていく。

竹内委員 金額が大きいが入札ではないのか。全てよねざわ書店での購入か。
教育次長 三好市には取次店がよねざわ書店のみである。定価による購入であり、入札の必要はない。

〔前回会議録の承認〕

教育長 配布されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

〔議事〕

教育長 議事に入ることを告げる。

議案第22号 三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正す

る告示について

教育長

説明を求める。

社会教育課長

第2次三好市子どもの読書活動推進計画が今年度最終年度である。子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき策定をしている。第1次計画は平成27年度から令和元年度まで、第2次計画は令和2年度から令和6年度までの5か年計画となっている。国及び県は第5次の策定となっている。市の第3次計画を策定するにあたり、設置要綱の一部を改正する。構成委員の「保育所」の部分を、「保育所・認定こども園」に改めるものである。10月頃より策定作業を進め、今年度中に策定する。

教育長

議案第22号を原案のとおり決定してよいかを諮る。

各委員

異議なし。

教育長

議案第22号を原案のとおり決定する旨を告げる。

議案第23号 三好市井川ふるさと交流センター管理運営規則の一部を改正する規則について

教育長

説明を求める。

社会教育課長

当施設には、図書館、資料室、集会施設を備えている。市内には旧町村単位で、2図書館と4図書室がある。井川図書館は三好市井川ふるさと交流センター条例によるものであったが、平成28年3月議会において図書館（室）全てを図書館条例として整備することとした。条例改正に合わせて規則も改正をしているが、一部整合性が図れていないため、今回一部改正をするものである。第1条第2項及においては条ずれを改めるものである。第2条においては、図書館の号を削除するものである。第4条においては、条ずれを改めるものである。第2章においては、図書館について定めているため全条を削除し、以降を繰り上げるものである。

教育長

議案第23号を原案のとおり決定してよいかを諮る。

各委員

異議なし。

教育長

議案第23号を原案のとおり決定する旨を告げる。

〔閉 会〕

教育長

本日の議事がすべて終了したので閉会する旨を告げる。